

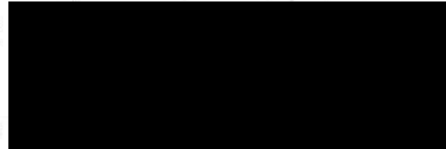


様式第1号(第3条関係)

令和6年10月8日

舞鶴市長様

住所
請求者氏名
電話番号



[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名]
連絡先(法人その他の団体の担当者)
氏名
電話番号

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	令和5年9月から令和6年9月までの職員処分の内容がわかるもの。
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付(送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	職員処分の詳細内容を確認するため。
※受付年月日	令和6年10月8日
※担当部課等	総務部 人事課 電話番号 66-1066 (内線 1345)
※備考	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する口にレ印を記入してください。
※印の欄は、記入しないでください。



様

舞鶴市長 鳴田 秋津



行政文書部分開示決定通知書

令和6年10月8日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	訓告（令和5年9月から令和6年9月まで）		
開示の日時及び場所	日時	令和6年 月 日	（午前・午後 時 分）
	場所	舞鶴市役所人事課	
開示の方法	写しの交付		
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	（開示しない部分） 氏名の部分 （根拠規定及び理由） 舞鶴市情報公開条例第5条第1号に該当し、その理由は特定の個人を識別することができるため		
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	年 月 日 ただし、行政文書の開示を希望する場合は、同日以後新たに開示請求が必要となります。		
担当部課等	総務部人事課 電話番号0773-66-1066(内線1342)		
備考			
注意	1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。		

開示文書一覧(R5.9~R6.9)

処分		内容	日付
戒告	1	交通事故(人身事故)	R6.5.28
	2	交通事故(人身事故)	R6.7.1
口頭訓告	1	納付書の誤発送 2名	R6.5.28

懲戒処分書

技術職員



地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として戒告する

令和6年5月28日

舞鶴市長 鴨田秋津

処分事由説明書

令和6年5月28日付で懲戒処分した事由は、下記のとおりである。

なお、この処分に関しては、地方公務員法第49条の2第1項の規定により処分のあったことを知った日の翌日から起算して三月以内に舞鶴市公平委員会に対して審査請求をすることができる。

記

令和6年4月18日午後8時頃に交通事故を起こし第三者に対し傷害を負わせたことは、公務に対する信頼を著しく失墜するものであって、地方公務員法第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。

懲戒処分書

技術職員

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として戒告する

令和6年7月1日

舞鶴市長 鴨田秋津

処分事由説明書

令和6年7月1日付で懲戒処分した事由は、下記のとおりである。

なお、この処分に関しては、地方公務員法第49条の2第1項の規定により処分のあったことを知った日の翌日から起算して三月以内に舞鶴市公平委員会に対して審査請求をすることができる。

記

令和6年5月30日午前8時頃に交通事故を起こし第三者に対し傷害を負わせたことは、公務に対する信頼を著しく失墜するものであって、地方公務員法第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。

口 頭 訓 告

事務職員

事務職員

令和6年4月2日に発生した固定資産税にかかる納付書の誤発送については、個人情報漏洩し、市民のプライバシーを侵害するとともに、市政への信頼を損なうこととなり、誠に遺憾である

今後、個人情報を扱う事務処理が公務員の職務であることを一層自覚し、再びこのような行為を行うことがないように訓告する

令和6年5月28日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津